

令和5年3月31日

丸紅エネルギー株式会社

代表取締役社長 本郷 孝博 殿

経済産業省 商務情報政策局商務・サービスグループ 商取引監督課長 刀禰 正樹

経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課長 永井 岳彦

国内ガソリンスタンド（ＳＳ）におけるカード決済の適切な取扱いについて（注意喚起）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より経済産業政策の推進にご理解・ご協力賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、ＳＳにおけるカード決済（クレジットカード、国際ブランド付きのデビットカードやプリペイドカードなどのカード決済）については、カード加盟店契約に基づく処理が必須とされており、これまでも、これを徹底するようお取り組みいただいているところですが、一部、店内販売に係るカード決済において1円オーソリゼーションによる取引の上限金額でのカード決済を複数回行うこと（分割売上）により、一つの商品を販売するなど、カード加盟店契約に反したカード決済が行われていました。

このような、カード決済は、不正取引や犯罪行為に悪用されるおそれがあることから注意喚起させていただくとともに、石油元売等の包括加盟店は、改めて店子である給油所に加盟店契約等に基づく適切な運用に責任がある立場として、分割売上禁止等のカード取引に関する規定の周知をお願いいたします。

併せて、各給油所においては、適切なカード決済を徹底するよう、カード決済に携わる従業員への教育等に取り組んでいただくようお願いいたします。